

越監告示第21号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成30年7月24日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 佐々木 富基

記

- 1 監査の実施対象団体及び監査期間
・公益財団法人越前市文化振興・施設管理事業団
平成30年7月2日(月)～7月4日(水)
- 2 監査対象
平成29年度中の財政的援助を受けた事務事業
- 3 監査の範囲及び方法
(1) 都市監査基準等に基づく審査
(2) 提出資料、関係職員の説明聴取
- 4 監査結果
今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められた。